

## 浜田市立学校施設利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜田市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の施設を学校教育活動に支障のない範囲において、開放することにより、市民の体育活動及び文化活動を円滑に推進することを目的とする。

### (学校施設)

第2条 学校施設とは、次の施設をいう。

- (1) 体育施設 校庭、体育館、武道場及び柔道場
- (2) 文化施設 音楽室、ミーティングルーム、家庭科室、特別活動室

### (利用施設及び利用日時)

第3条 学校施設を開放する日時は、午前8時から午後10時とする。ただし、利用できる学校、学校施設及び利用日時については、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めることとする。

2 前項の規定に関わらず、当該学校長が利用を許可した場合は、教育委員会が別に定める時間以外の利用も可能とする。

### (利用者調整会議)

第4条 学校施設の利用を円滑に行い運営管理に万全を期すために、浜田市立学校施設利用者調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

2 調整会議は、利用者の代表及び教育委員会をもって構成する。

3 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 学校開放施設の利用計画（年間）に関すること。
- (2) 開放施設の適正な管理運営に関すること。
- (3) その他学校開放施設に関する必要な事項

4 会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

### (管理指導員の委嘱及び任務)

第5条 利用者は、管理指導員1人を選任し、教育委員会へ報告しなければならない。

2 管理指導員は、教育委員会の指揮監督の下に、学校施設を管理する学校長と連絡を密にし、次の任務に当たる。

- (1) 利用前に当該学校の利用施設を点検し、当日の利用の可否を判断する。
- (2) 利用中は、利用施設管理のため適宜巡視し、必要に応じて利用者を指導す

るとともに、利用後の管理の確認を行う。

(利用者及び登録)

第6条 学校施設を利用できる者は、営利を目的としない各種団体及びグループ（社会教育団体、町内会等を含む。）で、教育委員会に申請し、登録されたものでなければならない。

2 登録された者が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした事実を発見したとき。
- (2) 政治活動、宗教活動及び商行為をしたとき。
- (3) 登録団体として不相当と認めたとき。

3 登録は、毎年3月31日をもって終わる。

4 当該学校長の許可を得て、競技団体の主催による競技、練習及び児童・生徒が使用する場合は、この告示によらない。

(学校教育等に使用する場合との調整)

第7条 第5条に規定する学校長は、その学校施設及び利用日時の範囲を学校教育に利用する場合又は前条第4項のスポーツ活動その他社会教育活動等に使用を許可した場合は、使用する7日前までに教育委員会に連絡をする。

(利用の手続)

第8条 学校施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を得て、学校施設利用願（1月分）を当該学校へ提出する。

2 前項の学校施設利用願は、利用する月の1月前から受付け、許可は原則として5日前までに行う。

3 利用許可後であっても学校行事その他施設の状況により利用不可と認めた場合は、許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損失が生じても、何等補償はしない。

4 校庭利用の雨天順延は、原則として認めない。

5 教育委員会は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行

うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用者の義務と責任)

第9条 利用者は、管理指導員の下で利用しなければならない。

2 利用者は、利用心得を遵守するとともに利用中の事故防止に万全を期し、事故が発生したときは、その責任を負うものとする。

3 利用者は、施設、用具等を破損し、又は亡失したときは、直ちに管理指導員に連絡するとともに、施設用具等破損・亡失届を学校長を経由して教育委員会に提出し、その損害を賠償しなければならない。

4 利用者は、利用後直ちに施設・用具を点検して原形に復するとともに、火気・戸締まりを厳重にし、利用簿に必要事項を記載して管理指導員に提出し、終了の報告をしなければならない。

5 利用許可を受けた施設を第三者に使用させてはならない。

(実費弁償)

第10条 学校施設の利用者が教育委員会へ納める実費弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、児童、生徒で構成される団体、PTA活動及び総合型地域スポーツクラブについては、実費弁償の納入を免除する。

(1) 体育施設 別表第1

(2) 文化施設 別表第2

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の浜田市立学校施設利用要綱及び三隅町立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則（昭和62年三隅町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

体育施設

| 学校施設の設置場所   | 実費弁償の額 |
|-------------|--------|
| 体育館、武道場、柔道場 | 570円   |
| 校庭          | 360円   |

備考 2時間を単位とする。

別表第2（第10条関係）

文化施設

| 学校施設      | 実費弁償の額                   |
|-----------|--------------------------|
| 音楽室       | 460円（ただし、暖房使用時 920円）     |
| ミーティングルーム | 250円（ただし、冷暖房使用時 710円）    |
| 家庭科室      | 1,150円（ただし、暖房使用時 1,590円） |
| 特別活動室     | 250円（ただし、冷暖房使用時 710円）    |

備考 3時間を単位とする。